

よくある質問

令和3年5月15日時点

Q 1 集客施設への協力金の概要は

A 新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大を阻止するため、令和3年5月14日に集客施設（飲食店以外）への夜間営業時間の短縮（以下、「時短営業」という。）要請を行いました。本要請に応じて、石川県まん延防止等重点措置期間中（令和3年5月16日から6月13日）に要請対象となる施設の時短営業に全面的に協力いただいた事業者の皆様に対して協力金を交付します。

Q 2 本協力金の支給対象となる施設は何か

A 1,000㎡を超える下記の施設が対象となります。

対象施設	要請内容
(I) イベント関連施設 ・劇場、映画館、展示場、貸会議室、多目的ホールなど ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）など	【金沢市】 [1000㎡超] 20時までの 時短要請 (5月16日～6月13日) (法第24条第9項) [1000㎡以下] 20時までの 時短協力依頼 → 6月13日まで延長 ※(I)(II)についてはイベント開催時は21時まで ※映画館は21時まで 【金沢市以外】 21時までの 時短協力依頼 → 6月13日まで延長
(II) イベントを開催する場合がある施設 ・体育館、ボウリング場、遊園地、ゴルフ練習場、 バッティングセンターなど ・博物館、美術館など	
(III) 参加者が自由に移動できる施設 ・百貨店、その他の物品販売店など（生活必需物資を除く） ・スポーツクラブ、ゲームセンターなど ・遊興施設（バー、キャバレーなど） ・その他サービス業（生活必需サービスを除く）	

令和3年5月14日開催 第36回対策本部会議資料より抜粋

加えて上記施設の一部を賃借するテナント等（飲食店以外の事業営む事業者）が協力金の支給対象となります。詳細は別表施設一覧を参照してください。

Q 3 1,000㎡超の大規模施設にテナントとして入居する店舗は、大規模施設が時短営業することにより、やむを得ず時短営業することになるが協力金の対象となるか

A テナントとして入居する店舗については、飲食店を除き、協力金の対象となります。協力金額は②テナント等により算出してください。
 なお、テナントとして入居する飲食店については、本協力金ではなく、飲食店等を対象とした石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第3次）の対象となる場合がございます。

Q 4 大企業も協力金支給の対象となるか

A 大企業も対象となります。

Q 5 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人などは協力金の対象となるか

A 時短要請の対象となる施設を営利目的で運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。なお、団体の活動としてのみ使用するなど営利目的ではない場合は協力金の対象となりません。

Q 6 協力金の算出方法はどうか？協力金の算出方法はどうか

A ①大規模施設等については、

$1,000 \text{ m}^2$ 毎に 20 万円/日×時短率（短縮した時間/本来の営業時間）
×時短日数で算出します。

(例) 10 時～22 時まで営業する $3,000 \text{ m}^2$ の百貨店が 5/16～6/13 の 29 日間、
20 時までの時短要請に協力した場合
 $20 \text{ 万円} \times (3,000 \text{ m}^2 \div 1,000 \text{ m}^2 = 3) \times (2 \text{ 時間} / 12 \text{ 時間}) \times 29 \text{ 日間}$
=290 万円
となります。

※ $1,000 \text{ m}^2$ を 1 単位とし、単位未満は切り捨て

②テナント等については、

100 m^2 毎に 2 万円/日×時短率（短縮した時間/本来の営業時間）で
算出します。

(例) 10 時～22 時まで営業する 360 m^2 のテナントが 5/16～6/13 の 29 日間、
20 時までの時短要請に協力した場合
 $2 \text{ 万円} \times (360 \text{ m}^2 \div 100 \text{ m}^2 = 3) \times (2 \text{ 時間} / 12 \text{ 時間}) \times 29 \text{ 日間}$
=29 万円 となります。

※ 100 m^2 を 1 単位とし、単位未満は切り捨て

Q 7 飲食店向け協力金(第4次)と協力金(大規模施設)は、重複して申し込むことができるか

A 重複受給することはできません。

Q 8 時短ではなく、休業した場合でも協力金の対象となるか

A 対象事業者が、時短要請期間の全てを通して時短又は休業していたければ対象となりますので、休業した場合も協力金の対象となります。

ただし、その場合においても時短率に変更はありません。

(例) 通常の営業時間が10時～22時まで営業する施設

10時～20時に時短した場合の時短率は2時間／12時間＝1／6

休業した場合の時短率は2時間／12時間＝1／6

※時短率の「短縮した時間」は、夜間時間帯において短縮した時間で計算。

Q 9 営業時間を前倒し、20時までの営業とする場合は協力金の対象となるか

(例) 11時から22時の営業を11時から20時に変更する場合

A 20時以降の営業を休止しているため協力金の対象となります。

この場合の協力金の算出における時短率(短縮した時間／本来の営業時間)は20時以降の営業を休止した時間を用いて算出します。

(例) 12時～22時まで営業する大規模施設が10時～20時までの営業にした場合の時短率は、2時間／10時間＝1／5となります。

Q 10 雑貨屋(要請の対象)と食料品売り場(要請の対象外)が同一施設内にあり、同一法人が経営しており、施設全体としては1,000㎡を超えています。この場合、要請の対象となっている雑貨屋を20時で営業を終了すれば、食料品売り場は20時を過ぎて営業を続けても協力金の対象となるか

A 要請対象の部分(本事例では雑貨屋)をすべて20時で閉店していただく必要があります。食料品売り場については、要請の対象外ですので、20時を越えて営業しても協力金の支給対象となります。ただし、協力金の算定は要請の対象面積のみで行います。

Q 1 1 申請資料はいつ公表されるのか？申請資料はいつ公表されるのか

A 6月中旬以降を予定しています。

(5/15追記)

Q 1 2 テナントビルのオーナーだが協力金の申請はできるのか

A 施設の運営により収益を得る事業を行う者であって、施設の営業時間短縮等を決定する権限を有する事業者であれば申請できます。

Q 1 3 1000㎡の算定はどのようにして行うか

A <大規模小売店舗立地法適用のある施設>
届出を行った面積で算定してください

<大規模小売店舗立地法適用の無い施設>

施設の面積から階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等など、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積を除いて算出してください。

Q 1 4 1000㎡を超える結婚式場は時短要請の対象となる施設か

A 対象となり得ます。ただし、協力金の支給を受けるためには、終日酒類の提供を取りやめていただく必要があります。